

## 新旧対照表

### ( 1 ) 構造改革特別区域計画 本体

旧	新
<p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p>大垣市は、岐阜県の西南部に位置し、面積 <u>79.75</u> 平方キロメートル、人口約 <u>15万人</u> の、岐阜県第二の都市である。</p> <p>~省略~</p> <p>本市では、工業都市から 21 世紀における情報都市への質的な転換を図っていくため、本特区計画の実施により情報社会を先導する人材を育成し、高度情報都市づくりを進めていくものである。</p>	<p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p>大垣市は、岐阜県の西南部に位置し、面積 <u>206.52</u> 平方キロメートル、人口約 <u>16万6千人</u> の、岐阜県第二の都市である。</p> <p>~省略~</p> <p>本市では、工業都市から 21 世紀における情報都市への質的な転換を図っていくため、本特区計画の実施により情報社会を先導する人材を育成し、高度情報都市づくりを進めていくものである。</p> <p><u>このため、本市は、平成 17 年 1 月 22 日付けで内閣総理大臣から、「大垣市 IT エキスパート育成特区」の認定を受け、本市と地域経済の持続的な発展と地域社会を担う優れた人材の育成を目指す協定を交わした岐阜経済大学が、規制の特例措置に基づく初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験の講座を開設してきたところである。</u></p> <p><u>なお、同大学の活用している特例措置は、平成 18 年 8 月 14 日施行された情報処理技術者試験規則の改正により、全国展開されたところである。</u></p>
<p>5 構造改革特別区域計画の意義</p> <p>「初級システムアドミニストレータ」や「基本情報技術者」は、</p>	<p>5 構造改革特別区域計画の意義</p> <p>「初級システムアドミニストレータ試験」や「基本情報技術者試</p>

旧	新
<p>情報処理に関する技術者としての「知能・技能」の水準がある程度以上であることを認定する国家試験のうち、最も基本となる試験として位置付けられている。</p> <p>～省略～</p> <p><u>また、本特区計画により当該規制の特例措置を受けようとする学校法人岐阜経済大学は、講座開講による高度なIT人材の育成を通じて、地域における高等教育機関の役割を高め、本市のまちづくりに貢献するものである。</u></p>	<p>「<u>試験</u>」は、情報処理に関する技術者としての「知能・技能」の水準がある程度以上であることを認定する国家試験のうち、最も基本となる試験として位置付けられている。</p> <p>～省略～</p> <p><u>このたび、新たに当該規制の特例措置を受けようとする株式会社日立システムアンドサービスは、ソフトピアジャパンセンタービルに入居する企業で、高度なIT人材の育成を通じて、地域の情報産業をリードし、本市のまちづくりに貢献するものである。</u></p>
<p>6 構造改革特別区域計画の目標</p> <p><u>今回、構造改革特別区域計画の認定を受け実施する「大垣市ITエキスパート育成特区」は、「初級システムアドミニストレータ」や「基本情報技術者」の国家試験合格を目指すきっかけとなり、学生の就職支援や社会人のキャリアアップを促すこととなり、本市におけるIT人材の層を厚くするものである。</u></p> <p>～省略～</p>	<p>6 構造改革特別区域計画の目標</p> <p>構造改革特別区域計画の認定を受け実施する「大垣市ITエキスパート育成特区」は、「初級システムアドミニストレータ<u>試験</u>」や「基本情報技術者<u>試験</u>」の国家試験合格を目指すきっかけとなり、学生の就職支援や社会人のキャリアアップを促すこととなり、本市におけるIT人材の層を厚くするものである。</p> <p>～省略～</p>
<p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p> <p>～省略～</p>	<p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p> <p>～省略～</p>

旧	新
<p><u>また、本特例措置の適用を受けて講座を開設する岐阜経済大学は、地域社会の発展に貢献することを目指し、平成15年4月には本市と地域経済の持続的な発展と地域社会を担う優れた人材の育成を目指す協定を交わしている。このため、本特区計画の実施は、地方自治体と地域の大学が連携して、地域の発展及び人材育成に取り組む事業として、今後における本市のまちづくりの重要な手法となるものである。</u></p>	<p><u>このたび、新たに本特例措置の適用を受けて講座を開設しようとする株式会社日立システムアンドサービスは、新たな価値と可能性を持った様々な形の優れたソリューション（システムとサービス）を積極的に創造し提供することによって、情報産業をリードする地位を獲得することを経営理念としており、本講座の開設により、IT人材育成のリーダー役を担い、地域産業を牽引するものである。</u></p>
<p>8 特定事業の名称</p> <p>1 1 3 1 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業</p> <p>1 1 3 2 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業</p> <p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</p>	<p>8 特定事業の名称</p> <p>1 1 3 1 (1 1 4 3) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業</p> <p>1 1 3 2 (1 1 4 4) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業</p> <p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</p> <p><u>地域経済の持続的な発展と地域社会を担う優れた人材の養成を目指して本市と協定を交わした岐阜経済大学が、情報処理技術者試験規則の改正により全国展開された規制の特例措置に基づく初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験の講座を、引き続き本市と連携しながら運営する。</u></p>

旧	新
<p>本市においては、大垣市IT戦略計画の目標とする「つながる・ひろがる・ふかまる 10万人ネットワーク市民によるアクティブ大垣づくり」の実現に向けて、ネットワーク市民（ネチズン）創出、行政分野におけるIT活用（e - ガバメント）、コミュニティ分野におけるIT活用（e - コミュニティ）、産業分野におけるIT活用（e - インダストリー）の4つの施策分野の各種事業を推進する<u>ほか</u>、本特区計画を活用してさらなるスキルアップを図ろうとする人材の活躍により、高度情報都市・大垣の実現を目指すものである。</p>	<p><u>また</u>、本市においては、大垣市IT戦略計画の目標とする「つながる・ひろがる・ふかまる 10万人ネットワーク市民によるアクティブ大垣づくり」の実現に向けて、ネットワーク市民（ネチズン）創出、行政分野におけるIT活用（e - ガバメント）、コミュニティ分野におけるIT活用（e - コミュニティ）、産業分野におけるIT活用（e - インダストリー）の4つの施策分野の各種事業を推進する。<u>これら事業の実施とともに</u>、本特区計画を活用してさらなるスキルアップを図ろうとする人材の活躍により、高度情報都市・大垣の実現を目指すものである。</p>

( 2 ) 構造改革特別区域計画 別紙 1

旧	新
<p>1 特定事業の名称            番号 1131            名称 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の            午前試験を免除する講座開設事業</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者  <u>学校法人岐阜経済大学</u></p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日  <u>計画認定の日</u></p> <p>4 特定事業の内容            ( 1 ) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画  <u>初級システムアドミニストレータ講座 別添資料1のとおり</u></p>	<p>1 特定事業の名称            番号 1131(1143)            名称 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の            午前試験を免除する講座開設事業</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者  <u>( 1 ) 講座の開設者</u>  <u>株式会社日立システムアンドサービス</u>  <u>所在地：岐阜県大垣市加賀野4丁目1番地の7 センタービル</u>  <u>( 2 ) 修了認定に係る試験の提供者</u>  <u>日本CIW普及育成協議会(JACC)</u>  <u>所在地：東京都千代田区鍛冶町1-5-7江原ビル5F</u></p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日  <u>構造改革特別区域計画が認定された日</u></p> <p>4 特定事業の内容            ( 1 ) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画  <u>当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。</u>  <u>ア.「初級システムアドミニストレータ試験講座(新入社員)」</u></p>

旧	新
<p>(2) 修了認定の基準</p> <p><u>当該認定に係る講座の7割以上の出席率をもって履修後、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準点に達すること。</u></p> <p>(3) 修了認定に係る試験の実施方法</p> <p><u>修了認定に係る試験は2回実施し、実施日は独立行政法人情報処理推進機構が定める日とする。</u></p> <p><u>修了認定に係る試験会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者の施設とする。</u></p>	<p><u>(C I W併用コース) 別添資料1のとおり</u>  <u>「初級システムアドミニストレータ試験講座(実務経験者)」</u>  <u>(C I W併用コース) 別添資料2のとおり</u></p> <p>(2) 修了認定の基準</p> <p><u>ア. 民間資格を取得するための試験「C I Wファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I Wアソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある講座に7割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。</u></p> <p><u>イ. 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、日本C I W普及育成協議会(J A C C)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。</u></p> <p><u>なお、当該試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構(I P A)の審査の結果認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構(I P A)が提供する問題を使用し、独立行政法人情報処理推進機構(I P A)の定める合格基準を満たした者について修了を認定するものとする。</u></p> <p>(3) 修了認定に係る試験の実施方法</p> <p><u>ア. 修了認定に係る試験は、日本C I W普及育成協議会(J A C C)が作成し、独立行政法人情報処理推進機構(I P A)の審査によって認定された問題を使用し、実施するものとする。</u></p>

旧	新
<p><u>試験問題は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。また、試験結果については、独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。</u></p> <p><u>修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。</u></p>	<p><u>イ．上記アに関連し、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。</u></p> <p><u>ウ．修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。</u></p> <p><u>エ．修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本CIW普及育成協議会（JACC）が行うものとする。ただし、日本CIW普及育成協議会（JACC）が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。</u></p> <p><u>オ．講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知する。</u></p> <p><u>（４）民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目</u></p> <p><u>資格名称：「CIWアソシエイト」</u></p> <p><u>試験科目：「CIWファンデーション」</u></p> <p><u>当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり</u></p>

旧

新

	出題分野		試験項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト
		2	Web サービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア		オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	e ビジネスの設計	1	e コマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント

旧

新

(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネント
		2	サービス・コンポーネント
		3	サービス・コンポーネント
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTML コーディング
		2	HTML コーディング
		3	HTML コーディング
		4	HTML コーディング
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジー
		3	拡張言語テクノロジー

当該民間資格を取得するための試験の使用言語：日本語

当該民間資格を取得するための試験の提供開始日：2001年  
6月

5 当該規制の特例措置の内容

～省略～

5 当該規制の特例措置の内容

～省略～

旧	新
<p><u>このことから、当該認定に係る講座の運営に当たっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等、全てにおいて厳格性が求められるものである。</u></p> <p><u>したがって、公平性の確保、資格取得にふさわしい資質と能力の確保、が何よりも優先されるものである。</u></p> <p><u>また、認定講座の内容変更、追加措置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかを、経済産業大臣に協議するものである。</u></p>	

( 3 ) 構造改革特別区域計画 別紙 2

旧	新
<p>1 特定事業の名称 番号 1 1 3 2 名称 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 <u>学校法人岐阜経済大学</u></p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 <u>計画認定の日</u></p> <p>4 特定事業の内容 ( 1 ) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画 <u>基本情報技術者講座 別添資料 2 のとおり</u></p>	<p>1 特定事業の名称 番号 1 1 3 2 ( 1 1 4 4 ) 名称 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 <u>( 1 ) 講座の開設者</u> <u>株式会社日立システムアンドサービス</u> <u>所在地：岐阜県大垣市加賀野 4 丁目 1 番地の 7 センタービル</u> <u>( 2 ) 修了認定に係る試験の提供者</u> <u>日本 C I W 普及育成協議会 ( J A C C )</u> <u>所在地：東京都千代田区鍛冶町 1 - 5 - 7 江原ビル 5 F</u></p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 <u>構造改革特別区域計画が認定された日</u></p> <p>4 特定事業の内容 ( 1 ) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画 <u>当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構 ( I P A ) に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。</u> <u>ア. 「基本情報技術者講座 ( 新入社員 ) 」 ( C I W 併用コース )</u></p>

旧	新
<p>(2) 修了認定の基準</p> <p><u>当該認定に係る講座の7割以上の出席率をもって履修後、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準点に達すること。</u></p> <p>(3) 修了認定に係る試験の実施方法</p> <p><u>修了認定に係る試験は2回実施し、実施日は独立行政法人情報処理推進機構が定める日とする。</u></p> <p><u>修了認定に係る試験会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者の施設とする。</u></p>	<p><u>別添資料3のとおり</u></p> <p><u>イ。「基本情報技術者講座(実務経験者)」(CIW併用コース別添資料4のとおり</u></p> <p>(2) 修了認定の基準</p> <p><u>ア.民間資格を取得するための試験「CIWファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「CIWアソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある講座に7割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。</u></p> <p><u>イ.有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、日本CIW普及育成協議会(JACC)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。</u></p> <p><u>なお、当該試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査の結果認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について修了を認定するものとする。</u></p> <p>(3) 修了認定に係る試験の実施方法</p> <p><u>ア.修了認定に係る試験は、日本CIW普及育成協議会(JACC)が作成し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認定された問題を使用し、実施するものとする。</u></p>

旧	新
<p><u>試験問題は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。また、試験結果については、独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。</u></p> <p><u>修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。</u></p>	<p><u>イ．上記アに関連し、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。</u></p> <p><u>ウ．修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。</u></p> <p><u>エ．修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本CIW普及育成協議会（JACC）が行うものとする。ただし、日本CIW普及育成協議会（JACC）が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。</u></p> <p><u>オ．講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知する。</u></p> <p><u>（４）民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目</u></p> <p><u>資格名称：「CIWアソシエイト」</u></p> <p><u>試験科目：「CIWファンデーション」</u></p> <p><u>当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり</u></p>

旧

新

	出題分野		試験項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト
		2	Web サービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア		オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	e ビジネスの設計	1	e コマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント

旧	新				
<p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>~省略~</p> <p>このことから、当該認定に係る講座の運営に当たっては、履</p>	(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネント	
				2	サービス・コンポーネント
				3	サービス・コンポーネント
		(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
				2	データベース
		(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
				2	HTML
		(L)	サイト開発の実践	1	HTML コーディング
				2	HTML コーディング
				3	HTML コーディング
				4	HTML コーディング
		(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
				2	拡張言語テクノロジー
				3	拡張言語テクノロジー
		<p>当該民間資格を取得するための試験の使用言語：日本語</p> <p>当該民間資格を取得するための試験の提供開始日：2001年6月</p>			
		<p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>~省略~</p>			

旧	新
<p><u>修計画、運営方法、修了認定の基準等、全てにおいて厳格性が求められるものである。</u></p> <p><u>したがって、公平性の確保、資格取得にふさわしい資質と能力の確保、が何よりも優先されるものである。</u></p> <p><u>また、認定講座の内容変更、追加措置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかを、経済産業大臣に協議するものである。</u></p>	